

事務連絡
平成23年6月28日

各保険薬局 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 海 沼 茂

東日本大震災に係る調剤報酬明細書の請求について【お願い】

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記調剤報酬明細書の請求にあたり、事務連絡にて記載方法等通知しているところではありますが、以下の点に再度御留意のうえ請求くださるようお願いいたします。

1 電子レセプトによる請求

調剤報酬明細書			平成 年 月 分	票番	窓口			
市町村	老人票		4調剤	3老人	1単独	2本外		
公費①	公費②		保 険					
公費③	公費④		記 号 番 号					
氏 名		特記事項			保険案			
2女 3昭 4.4.10 生		①			届の所			
勤務上の事由					所在地			
					び名称			
医療機関	1	6	受 付 日	保 日				
	2	7	①					
	3	8	②					
	4	9	③					
	5	10	④					
医 患 病 類			処 方			調剤報酬点数		
薬 品	処方月日	調剤月日	医薬品名・規格・用量・用法	単価	調剤科	薬剤科	加算料	
番号							公費分点数	
②							※高単	
							※定	
							※必	

保 険 種 別	診 察 点	※ 決 定 点	薬料一部負担金 円	一部負担金 円	基本料 点	時間外 点	指 送 料	保 険 者 送 付 時	
								※高単	円
①				③					
②									

① 特記事項…「災1」

② 摘要欄…「災1」記録

不詳レセプトの場合「不詳」記録
平成23年7月調剤以前の月遅れ
請求で保険者不明・記号番号不明
の場合「患者等より確認した住
所」を記録

③ 一部負担金欄…「支払猶予」又は、
調剤年月「平成23年7月」以降、
免除証明書を確認の場合「免除」
を記録(一部の市町村を除く)

【岩手県】

宮古市・大船渡市・陸前高田市・大槌町
山田町は平成23年8月1日から提示
その他の県については同封のパンフレ
ットを御確認願います。

【保険者送付時のレセプトイメージ】

2 紙レセプトによる請求

調剤報酬明細書		平成 年 月 日	飛鳥	薬局	4調剤	3老人	1単独	2本外	④
市町村	老人票			保険					
公費①	公費②			記号・番号					
公費③	公費④								
氏名	特記事項			保険業					
名	2女	3昭	4.4.10	生	島の所				
勤務上の事由					所在地				
医師					氏名				
番号									
処方日	調剤日								
処方									
調剤									
薬名									
数量									
調剤料									
薬剤料									
加算料									
公費点数									
点									
※高額									
※公									
※公									
請求点	※決定点	薬剤一部負担金額	一部負担金額	基本料	時間外	指送料			
②									
①									
③									

- ① レセプト右上部余白
災害対象…「災1」
不詳レセプト…「不詳」
それぞれ赤字で記載し丸で囲む
- ② 一部負担金欄「支払猶予」又は調剤年月「平成23年7月」以降は免除証明書を確認の場合「免除」を記載（一部市町村を除く）
- ③ レセプト左上部余白
平成23年7月調剤以前の月遅れレセプトで保険者不明・記号番号不明の場合「患者等より確認した住所」を記載
- ④ 不詳分レセプトについて
本家入外区分または給付割合が不明の場合、生年月日に基づき「2本外」「4六外」「8高外」を記載

3 7月からの取扱い

7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが変更になります。
 保険診療を受ける際には、窓口での保険証の提示が必要になります。
 また、窓口負担が免除となるためには、一部の市町村を除き一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。**罹災証明書とは異なります**

4 紙レセプトの綴り方

紙レセプトによる請求の際には、
 請求書 — 「不詳+災1」 — 「災1」 — 「不詳のみのレセプト」 — 「通常レセプト」
 の順で、保険者ごとに一冊にまとめて綴って、提出してください。